

基発第0317005号

平成18年3月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働災害に関連する犯罪の捜査における
警察機関との捜査共助について

労働基準監督機関の行う犯罪捜査については、これまでも警察機関との連携を図りつつ行われてきたところであるが、一層の犯罪捜査の迅速かつ的確な遂行に資するため、今般、労働基準監督機関と警察機関は、下記のとおり相互の捜査共助に係る体制を整備することとしたので、犯罪捜査における今後の警察機関との連携に遺憾なきを期されたい。

なお、警察庁刑事局長から各都道府県警察の長あて、別添のとおり指示されているので了知されたい。

記

1 捜査共助の基本的考え方

労働基準監督機関と警察機関は、円滑な捜査を推進するため、平素から捜査に関し緊密な連携を図り、相互に協力するものであること。

2 捜査共助の対象犯罪

本通達における捜査共助の対象犯罪は、労働災害（労働安全衛生法第2条第1号に規定する労働災害をいう。ただし、交通事故を原因とするものは除く。以下同じ。）に関連する犯罪とすること。

3 捜査共助の内容

(1) 捜査協力

労働基準監督機関及び警察機関が、それぞれの職務の範囲に基づいて労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、実況見分及び検証の実施、

証拠物の閲覧、被疑者及び参考人の取調べ等について、相手方機関に捜査協力を求めるときは、あらかじめ必要な事項について協議すること。

(2) 便宜供与

ア 労働基準監督機関は、警察機関が労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、警察機関から労働基準監督機関の職務の範囲に属する事項について照会を受けたときは、支障のない限りこれに応じること。

イ 警察機関は、労働基準監督機関が労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、労働基準監督機関から留置場、取調室その他の警察の施設の使用等について依頼を受けたときは、捜査上の支障その他業務上の支障を考慮しつつ、これに適切に対応すること。

なお、労働基準監督機関においては、警察機関が便宜を供与したことにより特に要した費用を負担すること。

(3) 相互通報

ア 労働基準監督機関は、労働災害に関連する犯罪を捜査する過程において、その職務の範囲に属さない犯罪に関連ありと認められる事実を発見したときは、速やかにこれを警察機関に通報すること。

イ 警察機関は、労働災害に関連する犯罪を捜査する過程において、労働基準監督機関の職務の範囲に属する犯罪を発見したときは、速やかにこれを労働基準監督機関に通報すること。

4 捜査共助の協議体制

捜査共助については、通常、所轄労働基準監督署の第一方面主任監督官又は第一課長と所轄警察署の刑事担当課長との間で協議するものであるが、捜査共助に関し支障が生じた場合には、必要に応じ、都道府県労働局労働基準部監督課長及び別紙に掲げる都道府県警察本部刑事部窓口担当課長を連絡窓口として協議し、所要の調整を行うこと。

各都道府県警察における刑事部窓口担当課

	都道府県	刑事部窓口担当課
	北海道	刑事企画課
東	青森県	刑事企画課
	岩手県	刑事企画課
	宮城県	刑事総務課
	秋田県	刑事企画課
	山形県	刑事企画課
	福島県	刑事総務課
	警視庁	刑事総務課
関	茨城県	刑事総務課
	栃木県	刑事総務課
	群馬県	刑事企画課
	埼玉県	刑事総務課
	千葉県	刑事総務課
	神奈川県	刑事総務課
	新潟県	刑事総務課
	山梨県	捜査第一課
	長野県	刑事企画課
静岡県	刑事企画課	
中	富山県	捜査第一課
	石川県	捜査第一課
	福井県	捜査第一課
	岐阜県	刑事総務課
	愛知県	刑事総務課
	三重県	捜査第一課

	都道府県	刑事部窓口担当課
近畿	滋賀県	捜査第一課
	京都府	刑事企画課
	大阪府	刑事総務課
	兵庫県	刑事企画課
	奈良県	捜査第一課
	和歌山県	捜査第一課
中国	鳥取県	捜査第一課
	島根県	捜査第一課
	岡山県	刑事企画課
	広島県	刑事総務課
四国	山口県	刑事企画課
	徳島県	捜査第一課
	香川県	捜査第一課
	愛媛県	捜査第一課
	高知県	捜査第一課
九州	福岡県	刑事総務課
	佐賀県	捜査第一課
	長崎県	捜査第一課
	熊本県	捜査第一課
	大分県	捜査第一課
	宮崎県	捜査第一課
	鹿児島県	捜査第一課
沖縄県	捜査第一課	

原議保存期間 5年 (平成23年12月31日まで)

警察庁丙刑企発第9号、丙捜一発第8号

平成18年3月17日

警察庁刑事局長

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内各局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

労働災害に関連する犯罪の捜査における労働基準監督機関との捜査共助について

警察においては、これまでも労働基準監督機関と連携を図ってきたところであるが、この度、厚生労働省から、相互のより円滑な捜査遂行を目的として、警察と労働基準監督機関との間で捜査共助に係る体制等を整備したい旨の申入れを受け、今般、下記のとおり、協議が整ったことから、今後の犯罪捜査における労働基準監督機関との連携に当たっては、遺漏なきよう期されたい。

なお、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて、別添のとおり指示されているので了知されたい。

記

1 捜査共助の基本的考え方

警察及び労働基準監督機関は、円滑な捜査を推進するため、平素から捜査に関し緊密な連携を図り、相互に協力すること。

2 捜査共助の対象犯罪

本通達における捜査共助の対象犯罪は、労働災害（労働安全衛生法第2条第1号に規定する労働災害をいう。ただし、交通事故を原因とするものは除く。）に関連する犯罪（以下「労働災害に関連する犯罪」という。）とすること。

3 捜査共助の内容

(1) 捜査協力

警察及び労働基準監督機関は、それぞれの職務の範囲に基づいて労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、相手方に実況見分及び検証の実施、証拠物の閲覧、被疑者及び参考人の取調べ等について捜査協力を求めるときは、あらかじめ、必要な事項について協議すること。

(2) 便宜供与

ア 労働基準監督機関は、警察が労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、警察から労働基準監督機関の職務の範囲に属する事項について照会を受けたときは、支障のない限りこれに応じること。

イ 警察は、労働基準監督機関が労働災害に関連する犯罪を捜査する場合におい

て、労働基準監督機関から留置場、取調室その他の警察の施設の使用等について依頼を受けたときは、捜査上の支障その他業務上の支障を考慮しつつ、これに適切に対応すること。

なお、警察が労働基準監督機関に対して便宜を供与したことにより特に要した費用は、労働基準監督機関において負担すること。

(3) 相互通報

ア 労働基準監督機関は、労働災害に関連する犯罪を捜査する過程において、その職務の範囲に属さない犯罪に関連ありと認められる事実を発見したときは、速やかにこれを警察に通報すること。

イ 警察は、労働災害に関連する犯罪を捜査する過程において、労働基準監督機関の職務の範囲に属する犯罪を発見したときは、速やかにこれを労働基準監督機関に通報すること。

4 捜査共助の窓口

捜査共助については、通常、警察署の刑事担当課長と労働基準監督署の第一方面主任監督官又は第一課長との間で協議することとなるが、捜査共助に関し支障が生じた場合は、必要に応じ、都道府県警察本部刑事部庶務担当課長及び都道府県労働局労働基準部監督課長が窓口となり、協議し、所要の調整を行うこと。

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
有	無期限

基監発第 0317001 号
平成 18 年 3 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働災害に関連する犯罪の捜査における警察機関との
捜査共助に当たって留意すべき事項について

標記捜査共助については、平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317005 号「労働災害に関連する犯罪の捜査における警察機関との捜査共助について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、局長通達は、従来、必要に応じて個々の事件ごとに行われてきた捜査における警察機関との連携及び協力に関し、警察庁刑事局との協議を踏まえ、一定の対象についてはあるものの、初めてその基本的なあり方を示した点で重要な意義を有するものであり、各都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）においては、このことを十分踏まえた上で、下記に留意し、その円滑かつ実効ある運用を期されたい。

記

1 局長通達記の 1 関係

捜査共助は、局長通達の発出のみによって円滑に実施されるものではなく、その実効を確保するためには、局及び署において、後記 5 はもとより、事件捜査以外の機会をも積極的に活用するなどして、捜査共助のあり方などについて日頃から警察機関との十分な意思の疎通を図ることによって信頼関係を構築し、具体的な連携及び協力を行うための環境を整備しておくことが重要であること。

2 局長通達記の 2 関係



3 局長通達記の3の(2)のイ関係

なお書きの「特に要した費用」とは、労働基準監督機関が被疑者を逮捕し、警察機関から便宜供与を受け、その留置場に被疑者を留置している間、当該被疑者に給する食事に要した費用等が該当するものであること。

4 局長通達記の3の(3)のア関係

5 局長通達記の4関係

各局労働基準部幹部は、局長通達施行後、早い機会に都道府県警察本部（以下「県警本部」という。）刑事部窓口担当課に赴き、捜査共助の具体的実施について意見を交換するなどの対応を図るとともに、その後も機会をとらえて連携の確保に努めること。

また、このような取組の中で、県警本部との間で、局長通達に定められた対象犯罪、捜査共助の内容等について、より広範でかつ積極的な連携の実施に係る機運が醸成された場合には、捜査共助に関し必要な取決め等を行うことにも配意すること。